

◆ 資料編 ◆

資料編1 平成25年4月1日以降の主な出来事

(平成25年度以降)

年 月 日	出 来 事	内 容
平成25.4.30	日インドネシアEPA・日フィリピンEPA関連告示の一部改正	平成23年3月11日付け閣議決定及び25年2月26日付け閣議決定において、EPAに基づき本邦に滞在しているインドネシア人・フィリピン人の看護師・介護福祉士候補者の滞在期間を延長することとされたことを受け、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」等の関連告示について所要の改正を行った。
5.20	訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果報告	訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方について、1年半にわたる検討の結果を取りまとめ、第6次出入国管理政策懇談会から法務大臣に報告された。
同	高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直しに関する検討結果報告	高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度について、見直しの方向性に関する検討の結果を取りまとめ、第6次出入国管理政策懇談会から法務大臣に報告された。
5.23	入管法施行規則の一部改正	中長期在留者による所属機関等に関する届出及び所属機関による中長期在留者の受入れの状況に関する届出について、電子届出(オンラインによる届出)によることを可能とするよう、所要の規定の整備を行った(平成25年6月24日施行)。
6.24	入国管理局電子届出システムの導入	中長期在留者が行う「所属機関等に関する届出」及び中長期在留者を受け入れている機関が行う「所属機関による届出」について、従来から行っている書面又は郵送による届出に加え、「入国管理局電子届出システム」を利用したインターネットによる届出の運用を開始した。
7.1	入国管理局正字検索システムの運用開始	在留カード及び特別永住者証明書に記載される漢字氏名の表記については、「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示」(平成23年法務省告示第582号)により正字の範囲の文字と定めており、簡体字等については、正字の範囲に置き換えて記載することとしているところ、在留カード及び特別永住者証明書に表記される漢字氏名を簡易に検索できるシステムを入国管理局ホームページ上において運用を開始した。
9.13	「法務省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件」の制定	総合特別区域法に基づく地域活性化総合特區内において、外国人が働きながら特定伝統料理を学ぶことができるようにするため、特定活動告示の特例措置を規定した内閣府及び法務省共管の告示を制定した。
10.9～ 10.10	第12回ASEM移民管理局長級会合の開催	入国管理局主催の下、東京において、第12回ASEM移民管理局長級会合が開催され、「経済政策としての移民政策」をメインテーマとし、アジア及びヨーロッパ諸国の移民問題担当者と意見交換を行った。
10.15	帰国支援を受けて帰国した日系人に対する再入国規制の解除	平成21年度に実施した日系人離職者に対する帰国支援事業により帰国支援金の支給を受け帰国した者について、当分の間、同様の身分に基づく在留資格による再入国許可を認めないこととしていたところ、昨今の経済・雇用状況等を踏まえ、一定の条件のもとに再入国を認めることとした。
11.27	「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技術及び特定活動の在留資格に係る基準の特例を定める件」の全部改正	IT技術者に係る我が国の試験制度の変更に対応するほか、我が国の試験と同等の水準にある資格又は試験であるとして新たに相互認証された諸外国の試験の追加等を行った。

年 月 日	出 来 事	内 容
12.17	高度人材外国人に対するポイント制に係る出入国管理上の優遇制度に関する関係告示の一部改正	第6次出入国管理政策懇談会の報告及び「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)を踏まえ、高度人材の更なる受入れのため、高度人材に係る認定要件及び優遇措置の見直しを内容とする「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件」及び「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針」の改正を行った(平成25年12月24日施行)。
平成26.2.28	入管法施行規則の一部改正	外国人の出国時に、みなし再入国許可による出国、再入国許可による出国のいずれにより出国しようとしているのかを容易に確認できるようにすべく、再入国出国記録(E Dカード)の様式の改正を行った(平成26年7月1日施行)。
3.28	「法務省関係総合特別区域法第二十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件」の制定	総合特別区域法に基づき認定地方公共団体が指定する一定の企業に就労する外国人について、高度人材ポイント制におけるポイントの特別加算の対象とするため、関係告示の特例措置を規定した内閣府及び法務省共管の告示を制定した。

資料編2 統計

(1) 主な在留資格ごとの国籍・地域別新規入国者数・中長期在留者数の推移

1-1 「投資・経営」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 21	22	23	24	25
総	数	857	896	838	820	632
中	国	114	167	194	215	173
韓	国	228	210	188	179	122
米	国	110	118	109	94	88
台	湾	48	42	48	36	32
フ	ラ	19	50	25	30	25
パ	キ	48	33	42	55	23
オ	ス	30	31	18	18	18
英	国	34	37	24	29	16
イ	ン	12	12	14	11	8
ス	リ	35	18	17	23	6
ア	フ	14	14	13	11	-
そ	の	165	164	146	119	121

1-2 「投資・経営」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者

(人)

国籍・地域	年	平成 21	22	23	24	25
総	数	9,840	10,908	11,778	12,609	13,439
中	国	2,555	3,300	3,974	4,423	5,057
韓	国	2,492	2,723	2,872	2,941	2,918
パ	キ	526	571	627	732	759
米	国	990	918	844	687	654
ネ	パ	271	373	430	513	585
台	湾				331	460
ス	リ	199	234	281	326	339
イ	ン	319	319	320	307	301
英	国	374	334	292	244	226
フ	ラ	297	281	248	229	223
そ	の	1,817	1,855	1,890	1,876	1,917

(注1) 各年末現在の数である(以下の中長期在留者に係る表も同じ)。

(注2) 平成23年末までは外国人登録者数、24年末以降は中長期在留者数である(以下の中長期在留者数に係る表も同じ)。

(注3) 平成23年末までの「中国」は台湾を含んだ数であり、24年末以降の「中国」は台湾のうち、既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である(以下の中長期在留者数に係る表も同じ)。

2-1 「技術」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 21	22	23	24	25
総	数	3,363	2,852	4,178	5,216	5,387
中	国	1,404	983	1,375	1,734	1,819
イ	ン	296	384	651	847	996
ベ	ト	273	213	441	802	701
韓	国	439	302	361	403	407
フ	ィ	252	226	354	304	293
米	国	101	123	148	136	148
台	湾	46	75	94	77	102
イ	ン	43	31	104	215	94
マ	レ	38	45	62	79	86
フ	ラ	62	95	70	83	80
そ	の	409	375	518	536	661

2-2 「技術」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 21	22	23	24	25
総	数	50,493	46,592	42,634	42,273	43,038
中	国	27,166	25,105	22,486	20,924	20,588
韓	国	8,015	7,050	5,828	5,367	5,207
イ	ン	3,925	3,515	3,175	3,388	3,592
ベ	ト	2,188	2,183	2,382	2,985	3,506
フ	ィ	2,118	1,968	1,923	1,934	1,937
米	国	833	789	764	786	834
マ	レ	610	595	613	669	673
フ	ラ	621	588	539	589	621
イ	ン	455	437	542	662	595
バ	ン	472	466	460	515	536
そ	の	4,090	3,896	3,922	4,454	4,949

3-1 「人文知識・国際業務」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成 21	22	23	24	25
総	数	4,167	4,113	4,658	4,993	5,354
米	国	945	986	1,082	1,016	1,092
中	国	553	592	728	902	940
韓	国	570	552	590	603	583
英	国	347	286	326	304	377
台	湾	166	186	217	237	246
オーストラリア		210	175	185	152	194
カナダ		203	209	168	153	181
フィリピン		105	68	91	119	152
パキスタン		106	124	180	215	110
アフガニスタン		56	63	108	159	96
その他		906	872	983	1,133	1,383

3-2 「人文知識・国際業務」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成 21	22	23	24	25
総	数	69,395	68,467	67,854	69,721	72,319
中	国	34,210	34,433	34,446	33,537	33,323
韓国・朝鮮		8,962	9,233	9,166	9,755	10,100
米	国	6,710	6,313	6,091	6,157	6,356
英	国	3,176	2,785	2,560	2,469	2,525
台	湾				1,367	2,413
カナダ		2,329	1,980	1,694	1,541	1,449
オーストラリア		2,079	1,713	1,497	1,371	1,293
パキスタン		728	836	1,031	1,251	1,289
スリランカ		873	972	1,027	1,079	1,157
フランス		1,026	964	917	974	1,044
その他		9,302	9,238	9,425	10,220	11,370

4-1 「企業内転勤」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成 21	22	23	24	25
総	数	5,245	5,826	5,348	6,126	6,245
中	国	1,858	1,937	1,717	1,967	2,085
フィリピン		397	498	641	669	670
インド		433	520	484	505	565
韓	国	592	505	511	491	470
米	国	371	528	396	383	404
ベトナム		81	231	178	240	346
タイ		235	222	235	381	301
インドネシア		93	98	104	221	251
台	湾	218	211	188	173	169
ドイ	ツ	137	155	98	125	127
その他		830	921	796	971	857

4-2 「企業内転勤」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成 21	22	23	24	25
総	数	16,786	16,140	14,636	14,867	15,218
中	国	6,307	6,238	5,518	5,257	5,405
韓国・朝鮮		2,242	2,079	1,873	1,750	1,697
インド		1,731	1,610	1,426	1,340	1,315
フィリピン		782	777	947	1,023	1,120
米	国	1,364	1,286	1,072	980	1,054
タイ		430	430	440	565	525
ベトナム		157	287	343	415	497
台	湾				350	454
ドイ	ツ	538	505	377	360	371
英	国	511	450	382	325	289
その他		2,724	2,478	2,258	2,502	2,491

5-1 「興行」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 21	22	23	24	25	
総	数	31,170	28,612	26,112	34,969	37,096	
韓	国	1,173	1,450	3,179	6,528	6,566	
米	国	7,288	6,785	5,908	6,514	6,341	
英	国	2,575	3,009	2,474	2,916	3,534	
フ	ィ	リ	ピ				
	ン	1,873	1,506	1,407	1,984	2,680	
フ	ラ	ン	ス				
		1,246	1,116	780	1,320	1,770	
イ	タ	リ	ア				
		1,325	1,105	1,205	866	1,696	
ド	イ	ツ					
		1,601	1,241	1,358	1,594	1,285	
ロ	シ	ア					
		2,467	1,432	1,452	1,982	1,063	
中	国	1,694	1,386	739	964	1,022	
オ	ー	ス	ト	リ	ア		
		759	826	531	943	624	
そ	の	他	9,169	8,756	7,079	9,358	10,515

5-2 「興行」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 21	22	23	24	25	
総	数	10,966	9,247	6,265	1,646	1,662	
フ	ィ	リ	ピ				
	ン	7,465	6,319	4,188	344	367	
韓	国	・	朝	鮮			
		363	374	313	305	283	
米	国	310	318	334	288	278	
中	国	778	671	389	177	147	
ブ	ラ	ジ	ル				
		197	159	140	105	102	
タ	イ						
		174	136	95	72	72	
オ	ー	ス	ト	ラ	リ	ア	
		111	88	71	58	58	
英	国	65	62	66	29	28	
カ	ナ	ダ					
		94	51	77	21	26	
モ	ン	ゴ	ル				
		55	47	29	16	17	
そ	の	他	1,354	1,022	563	231	284

6-1 「技能」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 21	22	23	24	25
総	数	5,384	3,588	4,178	4,910	2,030
ネ	パ	ー	ル			
		1,356	563	677	809	832
中	国	2,495	1,924	2,527	2,920	427
イ	ン	ド				
		666	451	379	432	188
タ	イ					
		192	134	132	162	129
フ	ィ	リ	ピ			
	ン	52	36	53	59	49
オ	ー	ス	ト	ラ	リ	ア
		30	45	27	53	48
韓	国	157	90	87	109	39
ベ	ト	ナ	ム			
		30	39	21	41	31
イ	ン	ド	ネ	シ	ア	
		47	31	33	33	19
パ	キ	ス	タ	ン		
		26	18	24	30	15
そ	の	他	333	257	218	253

6-2 「技能」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 21	22	23	24	25	
総	数	29,030	30,142	31,751	33,863	33,425	
中	国	15,595	16,350	17,657	19,023	18,139	
ネ	パ	ー	ル				
		4,970	5,283	5,704	6,209	6,775	
イ	ン	ド					
		3,224	3,465	3,586	3,798	3,762	
韓	国	・	朝	鮮			
		1,592	1,510	1,421	1,394	1,253	
タ	イ						
		994	1,021	1,003	1,032	1,066	
フ	ィ	リ	ピ				
	ン	278	283	302	330	350	
バ	ン	グ	ラ	デ	シ	ユ	
		418	367	328	279	243	
ベ	ト	ナ	ム				
		175	183	168	179	182	
イ	ン	ド	ネ	シ	ア		
		203	193	185	177	166	
パ	キ	ス	タ	ン			
		160	161	169	166	164	
そ	の	他	1,421	1,326	1,228	1,276	1,325

7-1 「技能実習1号」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成 21	22	23	24	25	
総	数		26,002	66,025	67,915	67,426	
中	国		20,133	49,311	49,172	44,377	
ベ	ト	ナ	ム	2,184	6,632	7,449	10,130
フ	ィ	リ	ピ	1,212	3,755	4,264	4,827
イ	ン	ド	ネ	1,454	3,536	3,818	4,144
タ		イ		641	1,722	1,994	2,443
カ	ン	ボ	ジ	68	245	227	325
ネ	パ	ー	ル	40	169	145	213
モ	ン	ゴ	ル	48	188	214	206
ラ		オ	ス	58	136	112	134
ス	リ	ラ	ン	21	56	122	75
そ		の	他	143	275	398	552

(注) 「技能実習1号」は、「技能実習1号イ」及び「技能実習1号ロ」を合算した数である。

7-2 「技能実習1号」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成 21	22	23	24	25	
総	数		50,423	61,178	63,281	61,680	
中	国		39,341	45,470	45,713	40,571	
ベ	ト	ナ	ム	4,096	6,571	7,379	9,857
フ	ィ	リ	ピ	2,773	3,400	3,846	4,193
イ	ン	ド	ネ	2,568	3,290	3,644	3,885
タ		イ		1,091	1,542	1,688	2,010
カ	ン	ボ	ジ	151	227	214	304
モ	ン	ゴ	ル	108	185	206	202
ネ	パ	ー	ル	60	161	134	185
ラ		オ	ス	87	131	113	130
ス	リ	ラ	ン	35	51	110	66
そ		の	他	113	150	234	277

8-1 「技能実習2号」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成 21	22	23	24	25
総	数			227	53	17
中	国			227	41	14
ベ	ト	ナ	ム	-	1	2
フ	ィ	リ	ピ	-	-	1
イ	ン	ド	ネ	-	11	-

(注) 「技能実習2号」は、「技能実習2号イ」及び「技能実習2号ロ」を合算した数である。

8-2 「技能実習2号」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成 21	22	23	24	25	
総	数		49,585	80,816	88,196	93,526	
中	国		38,983	62,131	65,682	66,603	
ベ	ト	ナ	ム	3,826	6,953	9,336	11,775
イ	ン	ド	ネ	2,775	4,726	5,454	6,179
フ	ィ	リ	ピ	2,827	4,833	4,996	5,884
タ		イ		741	1,441	1,776	1,937
カ	ン	ボ	ジ	62	142	211	288
モ	ン	ゴ	ル	108	168	215	247
ネ	パ	ー	ル	22	96	176	231
ラ		オ	ス	101	134	163	166
ミ	ャ	ン	マ	95	91	71	44
そ		の	他	45	101	116	172

9-1 「留学」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 21	22	23	24	25
総	数	37,871	48,706	49,936	57,579	70,007
中	国	16,839	22,752	23,858	26,554	24,583
ベ	ト	821	1,302	1,864	4,372	14,098
ナ	ム					
韓	国	5,487	7,271	6,749	5,855	5,524
ネ	パ	223	527	976	1,830	4,864
台	湾	2,030	2,709	2,661	2,833	3,164
米	国	2,988	3,162	2,546	2,910	2,825
タ	イ	859	1,062	1,256	1,447	1,564
イ	ン	772	878	1,054	1,172	1,306
ド	ネ					
ネ	シ					
シ	ア					
フ	ラ	652	797	631	859	918
ン	ス					
ド	イ	618	761	585	765	894
ツ						
そ	の	6,582	7,485	7,756	8,982	10,267
他						

9-2 「留学」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 21	22	23	24	25
総	数	145,909	201,511	188,605	180,919	193,073
中	国	94,355	134,483	127,435	113,980	107,435
ベ	ト	3,552	5,147	5,767	8,811	21,231
ナ	ム					
韓	国	19,807	27,066	21,678	18,643	17,189
・						
朝	鮮					
ネ	パ	1,681	3,022	3,589	4,793	8,892
ル						
台	湾				4,829	6,353
タ	イ	2,656	3,542	3,315	3,212	3,411
イ	ン	2,349	2,725	2,791	2,917	3,219
ド	ネ					
ネ	シ					
シ	ア					
マ	レ	2,492	2,676	2,591	2,483	2,478
ー						
シ	ア					
米	国	2,312	2,660	2,527	2,438	2,460
ミ	ャ	1,114	1,684	1,682	1,674	1,842
ン	マ					
マ	ー					
そ	の	15,591	18,506	17,230	17,139	18,563
他						

10-1 「研修」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 21	22	23	24	25
総	数	80,480	51,725	16,079	17,957	16,486
中	国	53,876	28,964	2,108	1,923	1,488
ベ	ト	4,890	3,150	1,032	1,127	1,211
ナ	ム					
イ	ン	3,980	2,970	1,186	1,384	1,139
ド	ネ					
ネ	シ					
シ	ア					
タ	イ	2,698	2,386	1,257	1,404	1,069
ミ	ャ	378	304	232	484	696
ン	マ					
マ	ー					
フ	ィ	4,726	3,211	775	733	645
リ	ピ					
ン	ン					
イ	ン	760	892	753	838	612
ド						
ラ	オ	374	377	302	367	396
ス						
マ	レ	776	718	631	687	395
ー						
シ	ア					
バ	ン	284	236	219	344	216
グ	ラ					
ラ	デ					
デ	シ					
シ	ュ					
そ	の	7,738	8,517	7,584	8,666	8,619
他						

10-2 「研修」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 21	22	23	24	25
総	数	65,209	9,343	3,388	1,804	1,501
中	国	50,487	5,602	1,275	444	336
タ	イ	1,725	587	431	290	218
ベ	ト	4,355	663	258	233	196
ナ	ム					
イ	ン	3,053	743	260	141	178
ド	ネ					
ネ	シ					
シ	ア					
イ	ン	159	184	127	100	87
ド						
フ	ィ	3,970	730	308	137	81
リ	ピ					
ン	ン					
マ	レ	132	124	136	52	39
ー						
シ	ア					
ブ	ラ	70	68	78	33	34
ジ	ル					
韓	国	94	82	49	27	22
・						
朝	鮮					
メ	キ	10	12	16	39	13
シ	コ					
そ	の	1,154	548	450	308	297
他						

11-1 「特定活動」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成 21	22	23	24	25					
総	数	9,863	11,972	12,954	12,659	10,711					
韓	国	4,592	5,961	4,263	5,103	4,618					
台	湾	713	1,731	1,563	2,077	1,888					
フ	ラ	ン	ス	725	715	542	592	681			
オ	ー	ス	ト	ラ	リ	ア	715	681	551	578	669
英	国	440	482	407	496	564					
ド	イ	ツ	458	474	309	333	432				
カ	ナ	ダ	448	362	282	338	340				
フ	ィ	リ	ピ	ン	486	291	221	273	234		
中	国	(香	港)	2	205	64	239	228	
タ	イ	25	15	3,764	1,690	19					
そ	の	他	1,259	1,055	988	940	1,038				

11-2 「特定活動」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成 21	22	23	24	25					
総	数	130,636	72,374	22,751	20,159	22,673					
韓	国	・	朝	鮮	4,711	5,820	4,444	5,027	4,670		
中	国	90,030	44,328	5,374	3,143	4,033					
フ	ィ	リ	ピ	ン	8,608	5,291	2,372	1,863	1,847		
台	湾				1,615	1,743					
ミ	ャ	ン	マ	ー	1,782	1,700	1,631	1,397	1,158		
ネ	パ	ー	ル	104	234	394	590	914			
イ	ン	ド	ネ	シ	ア	7,561	3,736	986	746	806	
オ	ー	ス	ト	ラ	リ	ア	794	741	619	659	746
フ	ラ	ン	ス	595	594	466	519	620			
英	国	367	430	331	465	572					
そ	の	他	16,084	9,500	6,134	4,135	5,564				

12 「永住者」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成 21	22	23	24	25				
総	数	533,472	565,089	598,440	624,501	655,315				
中	国	156,295	169,484	184,216	191,958	204,927				
ブ	ラ	ジ	ル	116,228	117,760	119,748	114,641	112,428		
フ	ィ	リ	ピ	ン	84,407	92,754	99,604	106,399	111,952	
韓	国	・	朝	鮮	56,171	58,082	60,262	62,523	64,545	
ペ	ル	ー	31,711	32,416	33,307	33,331	33,610			
タ	イ	13,883	15,055	16,055	16,997	17,815				
米	国	12,708	13,065	13,690	14,284	15,016				
台	湾				8,684	13,932				
ベ	ト	ナ	ム	9,187	9,602	10,361	11,158	12,060		
イ	ン	ド	ネ	シ	ア	3,462	3,894	4,337	4,743	5,123
そ	の	他	49,420	52,977	56,860	59,783	63,907			

13-1 「日本人の配偶者等」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成 21	22	23	24	25					
総	数	14,951	11,452	10,766	10,855	9,244					
中	国	6,251	4,099	3,713	3,854	2,839					
フ	ィ	リ	ピ	ン	3,308	2,384	2,395	2,508	2,258		
ブ	ラ	ジ	ル	483	921	915	1,067	771			
タ	イ	706	510	538	593	602					
米	国	701	635	593	480	444					
韓	国	852	565	188	422	379					
ベ	ト	ナ	ム	210	155	177	153	210			
台	湾	257	211	183	175	166					
オ	ー	ス	ト	ラ	リ	ア	174	139	134	129	147
英	国	173	201	168	147	137					
そ	の	他	1,836	1,632	1,762	1,327	1,291				

13-2 「日本人の配偶者等」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 21	22	23	24	25
総	数	221,923	196,248	181,617	162,332	151,156
中	国	56,510	53,697	51,184	43,771	38,852
フ	ィ	46,027	41,255	38,249	33,123	30,561
リ	ピ					
ン						
ブ	ラ	43,443	30,003	23,921	19,519	17,266
ジ	ル					
韓	国	21,052	19,761	18,780	17,017	15,925
・	朝					
鮮						
米	国	9,140	8,848	8,679	8,401	8,546
タ	イ	9,113	8,651	8,549	7,974	7,605
台	湾				2,546	3,600
英	国	2,740	2,658	2,593	2,533	2,494
ペ	ル	4,418	3,423	2,947	2,358	2,090
ー						
イ	ン	2,854	2,657	2,473	2,216	2,070
ド	ネ					
ネ	シ					
シ	ア					
ア						
そ	の	26,626	25,295	24,242	22,874	22,147
他						

14-1 「定住者」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 21	22	23	24	25
総	数	9,946	8,178	7,811	9,845	8,788
フ	ィ	2,854	2,195	2,184	2,736	2,756
リ	ピ					
ン						
ブ	ラ	1,037	2,246	2,356	3,237	2,507
ジ	ル					
中	国	3,520	2,097	1,815	2,268	1,864
ペ	ル	655	660	400	518	545
ー						
ベ	ト	672	189	195	228	272
ナ	ム					
イ	ン	134	85	100	77	116
ド	ネ					
ネ	シ					
シ	ア					
ア						
ボ	リ	35	56	108	119	111
ビ	ア					
タ	イ	144	80	74	84	87
韓	国	160	124	126	80	53
ネ	パ	72	26	37	69	35
ー	ル					
そ	の	663	420	416	429	442
他						

14-2 「定住者」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 21	22	23	24	25
総	数	221,771	194,602	177,983	165,001	160,391
ブ	ラ	101,250	77,359	62,077	53,058	47,903
ジ	ル					
フ	ィ	37,131	37,870	39,331	40,714	42,156
リ	ピ					
ン						
中	国	33,651	32,048	30,498	27,150	26,240
ペ	ル	16,695	14,849	13,496	11,941	11,269
ー						
韓	国	8,622	8,374	8,288	7,774	7,636
・	朝					
鮮						
ベ	ト	5,847	5,771	5,726	5,558	5,513
ナ	ム					
タ	イ	3,532	3,641	3,875	3,800	3,785
ミ	ャ	795	1,116	1,381	1,647	2,000
ン	マ					
マ	ー					
ボ	リ	2,539	2,219	2,054	1,884	1,902
ビ	ア					
イ	ン	1,774	1,735	1,756	1,714	1,747
ド	ネ					
ネ	シ					
シ	ア					
ア						
そ	の	9,935	9,620	9,501	9,761	10,240
他						

(2) 主な国籍・地域ごとの在留資格別新規入国者数・在留外国人数の推移

1-1 韓国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 21	22	23	24	25
総数		1,451,174	2,303,161	1,505,228	1,901,888	2,305,975
外交官		1,191	1,218	1,262	1,146	988
公用		3,578	3,675	2,788	2,475	2,073
教授		219	170	159	176	190
芸術		2	-	3	7	9
宗教		133	113	105	95	65
報道		10	14	12	5	13
投資・経営		228	210	188	179	122
法律・会計業務		1	-	-	-	-
医療		-	-	1	6	5
研究		37	36	44	21	25
教育		15	19	14	12	13
技術		439	302	361	403	407
人文知識・国際業務		570	552	590	603	583
企業内転勤		592	505	511	491	470
興行		1,173	1,450	3,179	6,528	6,566
技能		157	90	87	109	39
技能実習1号イ			13	34	73	100
技能実習1号ロ					-	-
技能実習2号イ					-	-
技能実習2号ロ					-	-
文化活動		466	332	261	240	253
短期滞在		1,424,195	2,275,293	1,481,868	1,876,140	2,281,773
留学		5,487	7,271	6,749	5,855	5,524
就学		4,516	2,774			
研修		89	163	105	120	104
家族滞在		2,376	2,257	1,956	1,546	1,554
特定活動		4,592	5,961	4,263	5,103	4,618
日本人の配偶者等		852	565	501	422	379
永住者の配偶者等		96	54	61	53	49
定住者		160	124	126	80	53

1-2 韓国・朝鮮人の在留の資格別在留外国人数の推移

(人)

在留の資格	年	平成 21	22	23	24	25
総数		578,495	565,989	545,401	530,048	519,740
教授		1,025	1,009	956	943	924
芸術		43	46	45	42	45
宗教		1,049	1,011	977	945	896
報道		64	54	51	48	46
投資・経営		2,492	2,723	2,872	2,941	2,918
法律・会計業務		6	6	6	6	7
医療		21	23	22	39	55
研究		258	232	232	196	194
教育		94	90	97	93	91
技術		8,015	7,050	5,828	5,367	5,207
人文知識・国際業務		8,962	9,233	9,166	9,755	10,100
企業内転勤		2,242	2,079	1,873	1,750	1,697
興行		363	374	313	305	283
技能		1,592	1,510	1,421	1,394	1,253
技能実習1号イ			5	22	66	55
技能実習1号ロ			-	-	-	-
技能実習2号イ			-	-	-	1
技能実習2号ロ			-	-	-	-
文化活動		364	335	295	250	275
短期滞在		4,184	3,386	2,307		
留学		19,807	27,066	21,678	18,643	17,189
就学		7,804				
研修		94	82	49	27	22
家族滞在		18,533	18,026	16,750	15,117	14,089
特定活動		4,711	5,820	4,444	5,027	4,670
永住者		56,171	58,082	60,262	62,523	64,545
日本人の配偶者等		21,052	19,761	18,780	17,017	15,925
永住者の配偶者等		2,643	2,574	2,523	2,429	2,368
定住者		8,622	8,374	8,288	7,774	7,636
特別永住者		405,571	395,234	385,232	377,351	369,249
未取得者		1,425	1,074	417		
一時庇護		-	-	-		
その他		1,288	730	495		

(注1) 各年末現在の数である(以下の在留外国人数に係る表も同じ)。

(注2) 平成23年末までは外国人登録者数、平成24年末以降は中長期在留者数に特別永住者数を加えた在留外国人の数である(以下の在留外国人数に係る表も同じ)。

2-1 中国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 21	22	23	24	25
総数		753,606	1,140,579	721,990	1,050,222	983,268
外交		517	684	516	506	314
公用		2,337	3,097	1,972	1,923	1,228
教授		496	464	458	473	414
芸術		7	2	1	1	3
宗教		4	4	1	3	1
報道		-	2	11	11	8
投資・経営		114	167	194	215	173
法律・会計業務		-	-	1	-	-
医療		3	-	2	2	3
研究		150	115	75	81	88
教育		21	12	12	13	14
技術		1,404	983	1,375	1,734	1,819
人文知識・国際業務		553	592	728	902	940
企業内転勤		1,858	1,937	1,717	1,967	2,085
興行		1,694	1,386	739	964	1,022
技能実習1号イ		2,495	1,924	2,527	2,920	427
技能実習1号ロ			18,883	2,751	2,829	2,178
技能実習2号イ					1	-
技能実習2号ロ				227	40	14
文化活動		792	773	596	761	615
短期滞在		632,379	1,032,649	621,632	943,265	890,265
留学		16,839	22,752	23,858	26,554	24,583
就学		18,053	8,819			
研修		53,876	28,964	2,108	1,923	1,488
家族滞在		9,174	8,218	7,549	9,455	7,506
特定活動		124	146	99	183	190
日本人の配偶者等		6,251	4,099	3,713	3,854	2,839
永住者の配偶者等		945	560	753	1,031	988
定住者		3,520	2,097	1,815	2,268	1,864

2-2 中国人の在留の資格別在留外国人数の推移

(人)

在留の資格	年	平成 21	22	23	24	25
総数		680,518	687,156	674,879	652,595	649,078
教授		2,440	2,339	2,294	2,085	1,963
芸術		117	108	97	85	79
宗教		120	129	129	85	70
報道		10	12	21	30	37
投資・経営		2,555	3,300	3,974	4,423	5,057
法律・会計業務		7	6	6	5	6
医療		134	187	246	310	395
研究		936	894	790	664	608
教育		104	101	103	84	83
技術		27,166	25,105	22,486	20,924	20,588
人文知識・国際業務		34,210	34,433	34,446	33,537	33,323
企業内転勤		6,307	6,238	5,518	5,257	5,405
興行		778	671	389	177	147
技能実習1号イ		15,595	16,350	17,657	19,023	18,139
技能実習1号ロ			1,553	2,182	1,950	1,616
技能実習2号イ			37,788	43,288	43,763	38,955
技能実習2号ロ			1,142	1,713	1,729	1,617
文化活動		923	902	749	772	689
短期滞在		6,332	6,036	5,179		
留学		94,355	134,483	127,435	113,980	107,435
就学		32,408				
研修		50,487	5,602	1,275	444	336
家族滞在		55,640	59,567	61,481	62,374	61,780
特定活動		90,030	44,328	5,374	3,143	4,033
永住者		156,295	169,484	184,216	191,958	204,927
日本人の配偶者等		56,510	53,697	51,184	43,771	38,852
永住者の配偶者等		7,087	7,415	8,078	8,803	9,749
定住者		33,651	32,048	30,498	27,150	26,240
特別永住者		2,818	2,668	2,597	2,116	1,963
未取得者		2,101	1,929	654		
一時庇護		-	-	-		
その他の他		1,402	800	402		

(注) 平成23年末までの「中国」は台湾を含んだ数であり、24年末以降の「中国」は台湾のうち、既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード又は特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である。

3-1 フィリピン人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 21	22	23	24	25
総数		61,100	66,120	51,006	72,906	96,543
外交		216	175	156	111	191
公用		541	641	647	604	652
教授		25	12	26	26	35
芸術		-	-	-	-	-
宗教		15	17	29	24	28
報道		-	-	-	-	-
投資・経営		4	4	5	4	1
法律・会計業務		-	-	-	-	-
医療		-	-	-	-	-
研究		16	3	7	3	6
教育		5	10	22	33	26
技術		252	226	354	304	293
人文知識・国際業務		105	68	91	119	152
企業内転勤		397	498	641	669	670
興行		1,873	1,506	1,407	1,984	2,680
技能実習1号イ		52	36	53	59	49
技能実習1号ロ			261	571	626	746
技能実習2号イ			951	3,184	3,638	4,081
技能実習2号ロ				-	-	-
文化活動		66	21	15	23	31
短期滞在		45,320	52,856	37,407	57,494	80,113
留学		245	258	285	322	362
就学		59	36			
研修		4,726	3,211	775	733	645
家族滞在		379	352	345	372	308
特定活動		486	291	221	273	234
日本人の配偶者等		3,308	2,384	2,395	2,508	2,258
永住者の配偶者等		156	108	186	241	225
定住者		2,854	2,195	2,184	2,736	2,756

3-2 フィリピン人の在留の資格別在留外国人数の推移

(人)

在留の資格	年	平成 21	22	23	24	25
総数		211,716	210,181	209,376	202,985	209,183
教授		81	76	80	92	90
芸術		3	2	2	-	-
宗教		236	225	228	215	226
報道		1	1	1	1	-
投資・経営		38	43	41	38	39
法律・会計業務		-	-	2	2	2
医療		-	-	-	-	2
研究		47	42	44	34	33
教育		117	159	207	256	280
技術		2,118	1,968	1,923	1,934	1,937
人文知識・国際業務		951	940	920	964	1,051
企業内転勤		782	777	947	1,023	1,120
興行		7,465	6,319	4,188	344	367
技能		278	283	302	330	350
技能実習1号イ			301	475	462	496
技能実習1号ロ			2,472	2,925	3,384	3,697
技能実習2号イ			217	269	249	281
技能実習2号ロ			2,610	4,564	4,747	5,603
文化活動		19	19	18	20	22
短期滞在		6,705	5,326	4,290		
留学		615	713	677	707	780
就学		133				
研修		3,970	730	308	137	81
家族滞在		2,134	2,197	2,226	2,253	2,273
特定活動		8,608	5,291	2,372	1,863	1,847
永住者		84,407	92,754	99,604	106,399	111,952
日本人の配偶者等		46,027	41,255	38,249	33,123	30,561
永住者の配偶者等		2,765	2,899	3,347	3,648	3,889
定住者		37,131	37,870	39,331	40,714	42,156
特別永住者		45	45	44	46	48
未取得者		2,782	2,358	926		
一時庇護		-	-	-	-	-
その他		4,258	2,289	866		

4-1 ブラジル人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 21	22	23	24	25
総数		15,874	22,210	19,694	34,201	28,070
外交		84	100	47	86	78
公用		154	212	141	200	152
教授		11	17	8	5	12
芸術		2	4	3	4	4
宗教		17	31	19	26	40
報道		2	5	1	-	3
投資・経営		2	2	2	-	2
法律・会計業務		-	-	-	-	-
医療		-	-	-	-	-
研究		2	6	2	2	2
教育		2	1	3	3	1
技術		3	6	5	5	28
人文知識・国際業務		5	9	12	12	10
企業内転勤		44	63	35	74	73
興行		515	382	340	349	357
技能実習1号イ		10	6	4	4	3
技能実習1号ロ		-	-	4	2	21
技能実習2号イ		-	-	-	1	-
技能実習2号ロ		-	-	-	-	-
文化活動		11	12	22	34	51
短期滞在		12,920	17,491	15,177	28,411	23,256
留学		122	129	121	139	220
就学		28	15	-	-	-
研修		250	369	277	305	272
家族滞在		109	105	122	121	125
特定活動		17	19	17	17	11
日本人の配偶者等		483	921	915	1,067	771
永住者の配偶者等		44	59	61	97	71
定住者		1,037	2,246	2,356	3,237	2,507

4-2 ブラジル人の在留の資格別在留外国人数の推移

(人)

在留の資格	年	平成 21	22	23	24	25
総数		267,456	230,552	210,032	190,609	181,317
教授		37	35	32	28	33
芸術		12	11	11	10	11
宗教		110	112	92	97	111
報道		4	4	2	2	5
投資・経営		28	28	28	19	16
法律・会計業務		-	-	-	-	-
医療		-	-	-	-	-
研究		13	14	12	11	11
教育		9	8	10	15	12
技術		54	47	46	47	64
人文知識・国際業務		103	82	73	78	82
企業内転勤		94	73	70	90	96
興行		197	159	140	105	102
技能実習1号イ		72	65	52	41	38
技能実習1号ロ		-	-	-	1	-
技能実習2号イ		-	-	-	1	-
技能実習2号ロ		-	-	-	-	-
文化活動		9	9	15	27	26
短期滞在		588	510	320	-	-
留学		365	377	322	312	396
就学		51	-	-	-	-
研修		70	68	78	33	34
家族滞在		451	368	358	326	349
特定活動		122	121	114	50	52
永住者		116,228	117,760	119,748	114,641	112,428
日本人の配偶者等		43,443	30,003	23,921	19,519	17,266
永住者の配偶者等		1,905	1,979	2,043	2,072	2,255
定住者		101,250	77,359	62,077	53,058	47,903
特別永住者		22	20	21	26	27
未取得者		2,129	1,309	433	-	-
一時庇護		-	-	-	-	-
その他		90	31	14	-	-

(3) 個人識別情報を活用した入国審査の実施状況(平成25年)

・退去を命じた者

【国籍・地域別】

韓国	273
タイ	160
中国	55
その他	251
合計	739

【空・海港別】

成田空港	375
羽田空港	119
関西空港	109
その他	136
合計	739

・退去強制手続を執った者

【国籍・地域別】

ペルー	2
スリランカ	2
その他	3
合計	7

【空・海港別】

成田空港	7
合計	7

(4) 偽変造文書発見件数の推移

(件)

区分		年	平成 21	22	23	24	25
上陸	旅券		131	120	105	106	90
	その他		103	108	104	81	45
	合計		234	228	209	187	135
出国	旅券		28	12	14	18	8
	その他		10	2	3	8	5
	合計		38	14	17	26	13
合計	旅券		159	132	119	124	98
	その他		113	110	107	89	50
	合計		272	242	226	213	148

資料編3 出入国管理関係訴訟

第1節 概況

入国管理局に係る行政訴訟等（以下「出入国管理関係訴訟」という。）は、我が国に不法滞在する外国人に対して発付された退去強制令書発付処分の取消しを求める訴訟や難民不認定処分の取消しを求める訴訟がその大半を占めている。平成25年において訴訟が提起され、新規に受理された件数は、本案事件について見ると、391件（前年340件）であり、前年から51件増加した。21年から25年までの推移を見ると、23年にいったんは減少に転じたが、24年には再び増加に転じ、依然として高水準で推移している。また、本案事件の終了件数も、21年が310件、22年が288件、23年が214件、24年が263件、25年が341件と高水準で推移している（表52）。

近年、高水準で新規受理件数が推移していること背景としては、適正で充実した手続の下での迅速な裁判を目指す司法制度改革を挙げることができる。特に、行政訴訟について、国民の権利利益のより実効的な救済手続を整備することを目的とした「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」が平成17年4月1日に施行され、出訴期間等の情報提供（教示）制度の新設、出訴期間の延長、取消訴訟等における被告適格の簡明化等の改正がなされたことが、新規受理件数が高水準で推移していること背景と指摘できる。そして、このことに加えて、15年7月に公布、施行された「裁判の迅速化に関する法律」により裁判所の手続全体の一層の迅速化が図られていることが、終了件数が高水準で推移していること背景と考えられる。

また、近時の出入国管理関係訴訟では、在留特別許可の義務付け、仮放免許可の仮の義務付け、収容令書発付処分やその執行の差止め又は仮の差止め等新たな形での訴えの提起が相次いでいる。その背景には、「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」により、義務付け訴訟、差止め訴訟の法定、本案判決前における仮の救済制度の整備が行われ、積極的にそれらの類型の訴訟制度が活用されているという事情を指摘することができる。

表 52 出入国管理関係訴訟（本案事件）受理・終了件数の推移（平成 25 年末現在）

(件)

区 分		年	平成 21 年	22	23	24	25
行政事件	退去強制手続関係取消請求・無効確認等		162	172	167	264	334
	在留審査関係不許可処分取消請求・無効確認等		16	21	23	17	13
	在留資格認定証明書不交付処分取消請求・無効確認等		10	15	8	6	6
	難民認定手続関係取消請求・無効確認等		50	55	40	46	35
	その他		1	5	1	4	1
(小計)			239	268	239	337	389
民事事件			1	0	4	3	2
人身保護請求事件			0	0	0	0	0
受理件数(総数)			240	268	243	340	391
終了件数			310	288	214	263	341

第2節 主な裁判例

裁判例1【定住者告示6号二にいう「扶養を受けて生活する」の趣旨】

入管法が、「貧困者、放浪者等で生活上国又は地方公共団体の負担となるおそれのある者」に該当する外国人は、本邦に上陸することができない旨規定していること（5条1項3号）及び定住者告示6号二にいう「扶養を受けて生活する」という文理を総合すると、定住者告示6号二にいう日本人の配偶者で日本人の配偶者等の在留資格をもって在留するものの「扶養を受けて生活する」これらの者の未成年で未婚の実子に当たると認められるためには、国又は地方公共団体の負担する給付によることなく、日本人の配偶者が、未成年で未婚の実子の在留中に要する一切の経費について、主として支弁して負担すると認められることを要するものというべきである。

訴外母は、日本人の配偶者で日本人の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留するものであり、被控訴人らは、いずれも訴外母の未成年で、未婚の実子であって、来日以来、これまでに稼働経験がなく、生活費等その在留中に要する一切の経費について、訴外母の給与のほか、訴外母自身と訴外長女の2人に支給される生活保護費等の社会保障給付によって賄われているものと認められる。…給与額と生活保護費の支給額は…、月額平均で、給与額が9万6784円、生活保護費の支給額が8万5039円となり、このほか、最低生活費から控除される収入充当額中には、こども手当及び児童扶養手当が含まれていることをも総合すれば、被控訴人らの生活費等その在留中に要する一切の経費について、国又は地方公共団体の負担する給付によることなく、訴外母が主として支弁して負担したものと認められないというべきである。

したがって、被控訴人らが、定住者告示6号二にいう、日本人の配偶者で日本人の配偶者等の在留資格をもって在留するものの「扶養を受けて生活する」これらの者の未成年で未婚の実子に当たると認めることはできないし、これに準じてその趣旨を汲むべき特別な事情があるとも認められない。

訴外母の給与額と生活保護費の支給額等、前記の事実を照らせば、生活保護の受給を含む社会保障給付がなければ、被控訴人らの在留中の生活に要する経費を賄うことができなかったものと認められ、国又は地方公共団体が負担する給付によることなく、訴外母が被控訴人らの在留中の生活に要する一切の経費を主として支弁して負担したものと認められない…。

【平成25年4月10日東京高等裁判所判決】

裁判例2【在留期間更新許可と在留特別許可の許否判断の違い】

在留期間更新申請と在留特別許可の各手続は、在留の適否に関する判断という点で共通する部分があるとしても、別個の手続である以上、各制度の趣旨に沿って在留の適否を判断すべきであるから、後者の判断基準をもって前者の判断基準とすることは相当ではない。また、在留特別許可が認められて然るべき事案では、在留期間更新が不許可とされても、在留特別許可を受ける機会が与えられるから、在留期間更新の場合を、当初からの不法滞在者に係る在留特別許可の場合よりも不利に扱うものではないこと、入管法別表第二の「定住者」は「法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者」と定められているにとどまるものの、定住者告示は、法務大臣の裁量的判断を具体化したものといえるから、在留期間更新許可の場面において「定住者」の在留資格該当性を判断するに当たっては、定住者告示への該当性を基準としつつ、それに該当しない場合でも、定住者告示の各号に列挙された類型と同視することができる特別な事情がある場合に「定住者」の在留資格該当性を肯定すべきものであり、…それ以上に「定住者」を広範なものと理解するのは、定住者を、法務大臣があらかじめ

告示をもって定めるものに限るとする入管法7条1項2号の趣旨に反するものというべきである。

したがって、定住者告示とは別に、ガイドラインを参考にすることや在留特別許可がされた事例との比較をして、在留期間更新の許否の判断をすることは相当でない。

在留期間更新許可と在留特別許可が制度趣旨や性質を異にする別個の手続である以上、前者の手続で不許可となった後に後者の手続で許可が与えられる場合があっても、やむを得ないことであり、このような場合があるからといって、当然に在留期間更新許可の許否の判断において、在留特別許可の許否の判断を行うべきであるとはいえないし、在留期間更新の申請が不許可とされた者でも、その後の手続において、在留特別許可を与えられた場合、その間は不法残留の状態となるとしても、それは、在留期間更新の申請を不許可とされた者が、退去強制対象者に該当すると認定された場合に口頭審理を請求するという別個の手続を採った結果、そのような状態が生じ得るというにすぎず、不法残留を推奨ないし許容するものではないことは明らかである。

【平成25年10月30日名古屋高等裁判所判決】

裁判例3【在留特別許可の性質とその許否判断におけるDV被害者であることの評価】

仮に原告が主張するように原告が日本人元夫Aと別居した原因がAによるDVにあったとしても、そのことは、原告が…不法残留をするに至ったことについて、悪質性を減殺する事情であるという余地があるにとどまる。そして、在留特別許可が外国人に将来における本邦での在留を認める性質のものであることからすれば、既に離婚して同居もしておらず、かつ、本邦に居住しているAから、かつてDVの被害を受けたという事情について、…特に積極的にしんしゃくすべきものとする理由を見いだすことはできない。また、原告が指摘するDV事案に係る通達も、外国人の在留審査及び退去強制の手続について、DV被害者であることを認知した場合の措置及び実施体制その他必要な事項を定め、もってDV事案に適切に対応するとともにDV被害者の保護を図ることを目的とするものであって、在留特別許可の許否の実体的判断においてDV被害者であることを積極的にしんしゃくすべきことまで定めたものということとはできない。

【平成25年12月24日東京地方裁判所判決】

裁判例4【在留特別許可の許否判断における子の病気に係る評価】

控訴人らは、控訴人長男が成人した後であっても、…通常の社会生活を送るのは到底困難であり、日常生活を送るについてはそれほど大きな支障はないと原判決が判断したのは、控訴人長男の知的障害の程度を正しく評価したものとはいえない旨主張する。

そこで判断するに、控訴人長男は、本件各裁決がされた当時14歳であり、…日常生活に支障がないとはいえないとしても、日常生活に必要な行為の大半をおおむね自立してできるのであるから、大きな支障と評価することは相当とはいえない。これに対して、控訴人らの主張する控訴人長男が成人した後における支障は、上記原判決の補正(1)の発達障害の程度の指標に基づく一般的な推測というほかないものであるから、直ちに採用することは困難である。フィリピンの医療制度等が我が国のそれと比較して必ずしも十分なものではないことは、引用にかかる原判決29頁の認定説示のとおりであるが、医療体制や保険制度等は国や地域によって異なるものであり、事柄の性質上、国民の保護は第一義的には国籍国の責任において行われるべきであるから、仮に控訴人長男がその国籍国であるフィリピンに送還された後、現在我が国で受

けている医療と同レベルの医療を受けられなくなる可能性があるとしても、在留特別許可の許否の判断に当たり積極要素として考慮すべき事情ということとはできない。

控訴人長男がフィリピンにおける生活において困難を生じる可能性のあることは否定できないが、知的障害者に対する施策は、国や地域によって異なるものであり、事柄の性質上、国民の保護は第一義的には国籍国の責任において行われるべきであることは前記説示のとおりである。また、上記認定のとおり控訴人長男が我が国で受けてきた特別支援教育は、違法な在留状態のもとで享受していたものであって、法的保護を受け得るものとはいえない。そうすると、フィリピンにおける生活の困難をもって在留特別許可の許否の判断に当たり積極要素と解することはできない。

【平成25年4月17日東京高等裁判所判決】

裁判例5【申請取次者からの申請を不受理とした取扱いの処分性と申請取次者の原告適格】

原告が本件訴訟において撤回の義務付けを求める「本件取扱い」とは、名古屋入管が平成23年11月8日に執ることとした「当面、原告に対して申請取次ぎを依頼した申請人に対し、申請人本人の出頭を要しないことについて相当と認める場合に当たらない旨の判断をする」という上記のような基本方針、または、当該基本方針によって爾後に行われた原告を申請取次者とする個別具体的な申請等を受け付けないこととした措置をいうものと解される。

前者の意味での…基本方針は、将来、原告を申請取次者とする申請等がされた場合に、申請人本人の出頭を要しないことについて相当と認めるかどうかを判断する際の内部的な指針にすぎないことが明らかである。そうすると、前者の意味での「本件取扱い」は、名古屋入管に所属する職員がこれに依拠しなければならないことはあっても、一般の国民が直接これに拘束されるものではなく、個々の申請等について本件取扱いに反する判断がされた場合においても、そのことを理由として当該判断の効力が左右されるものではない。したがって、前者の意味での「本件取扱い」は、直接に原告の権利義務に影響を及ぼすような性質のものではなく、その撤回もまた直接に原告の権利義務に影響を及ぼすものでないことは明らかであるから、…行政処分にあたらないというべきである。

後者の意味での「本件取扱い」…は、当該申請等の拒否とみる余地があるから、申請却下処分として…行政処分に該当する可能性もないわけではない。しかしながら、原告は、本件訴訟において、自己を申請取次者とする申請等が拒否されたことを具体的に指摘して、その具体的な措置の撤回、即ち、当該申請等に対する処分の義務付けを求めているわけではないから、原告の訴えは、後者の意味での「本件取扱い」の撤回の義務付けの訴えとしては、義務付けの対象となる処分の特定を欠くものというほかはない。

申請取次ぎの制度は、…外国人等の出頭の負担軽減や地方入国管理局の窓口の混雑緩和を図る趣旨、目的に出たものであって、公益法人の職員や行政書士等の権利利益に影響を及ぼすような性質のものではないし、入管法その他関係法令を通覧してみても、申請等の許否の判断に当たって、…申請取次行為をする申請取次者の権利利益を個々人の個別的利益として保護する趣旨を含むことをうかがわせる規定は見当たらない。そうすると、後者の意味での「本件取扱い」が、申請却下処分として抗告訴訟の対象となり得る余地があるとしても、…単なる申請取次者にすぎない原告がその取消しを求める法律上の利益を有するということができないから、そのような意味での原告の訴えは、原告適格を欠くものというほかはない。

【平成25年4月18日名古屋地方裁判所判決】

資料編4 組織・体制の拡充

近年の出入国管理行政をめぐる状況の変化は著しく、業務の量的増加及び質的複雑化・困難化を反映して、組織・機構、人員等の整備・拡充が図られてきた。

平成25年度末現在、出入国管理行政は、法務省入国管理局を始めとする全国の入国管理関係機関において3,885人の職員によって遂行されているが、出入国管理行政の抱える課題は多岐にわたっており、なお体制整備面での課題も少なくない。

第1節 組織・機構

① 入国管理官署の概要

出入国管理業務を所掌する組織としては、法務本省の内部部局として入国管理局が設置され、また、法務省の地方支分部局として、全国8つの地域ブロックごとに地方入国管理局、その下に支局及び出張所（支局の出張所を含む。）が設置されている。また、法務省の施設等機関として全国3か所に入国者収容所が設置されており、それぞれ法令に基づいて、出入国審査、在留審査、退去強制手続、難民の認定といった出入国管理行政関係の様々な業務を行っている。

これら、入国管理局、地方入国管理局、支局、出張所及び入国者収容所を総称して「入国管理官署」という（図28、29）。

図 28 入国管理局組織表

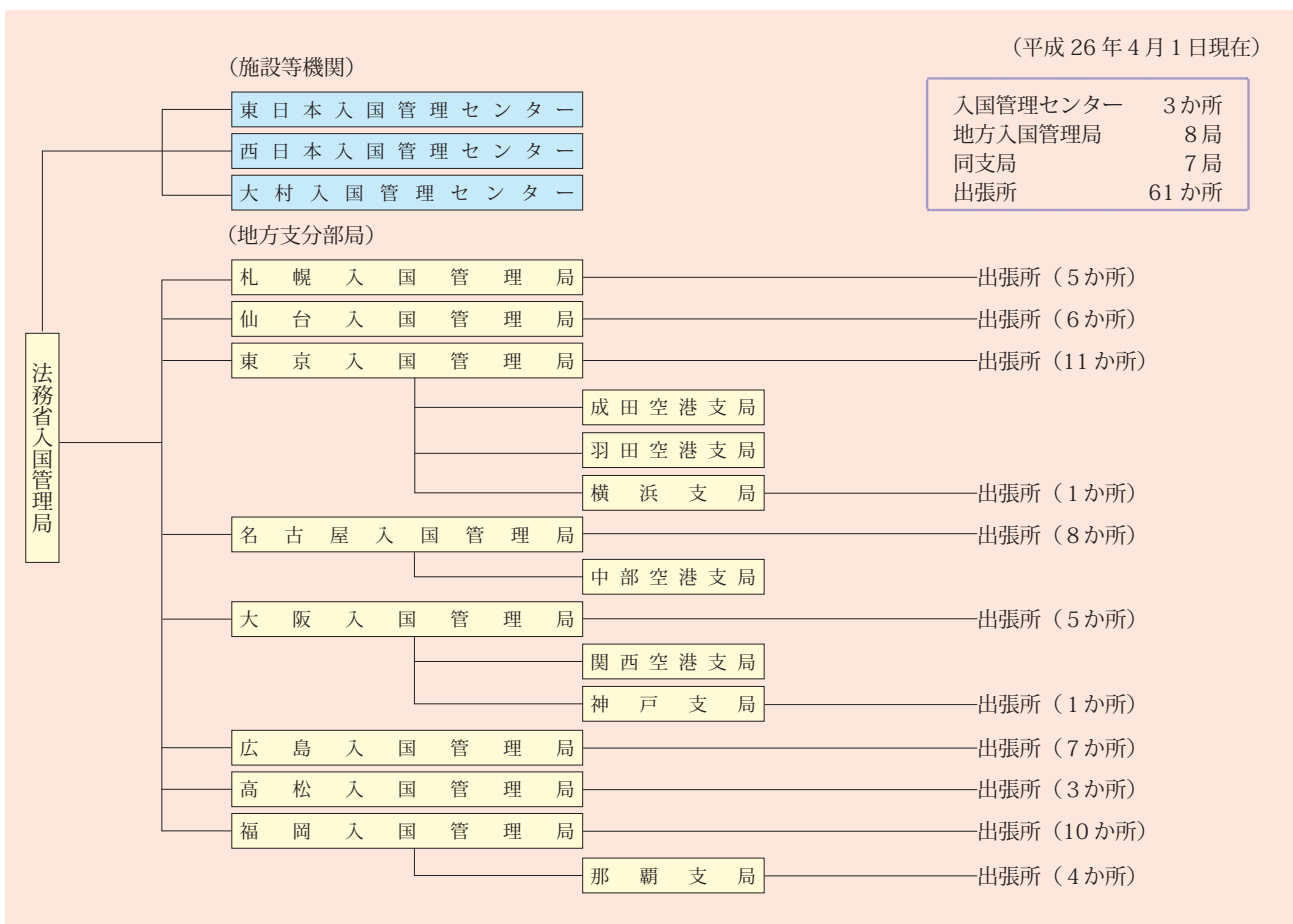
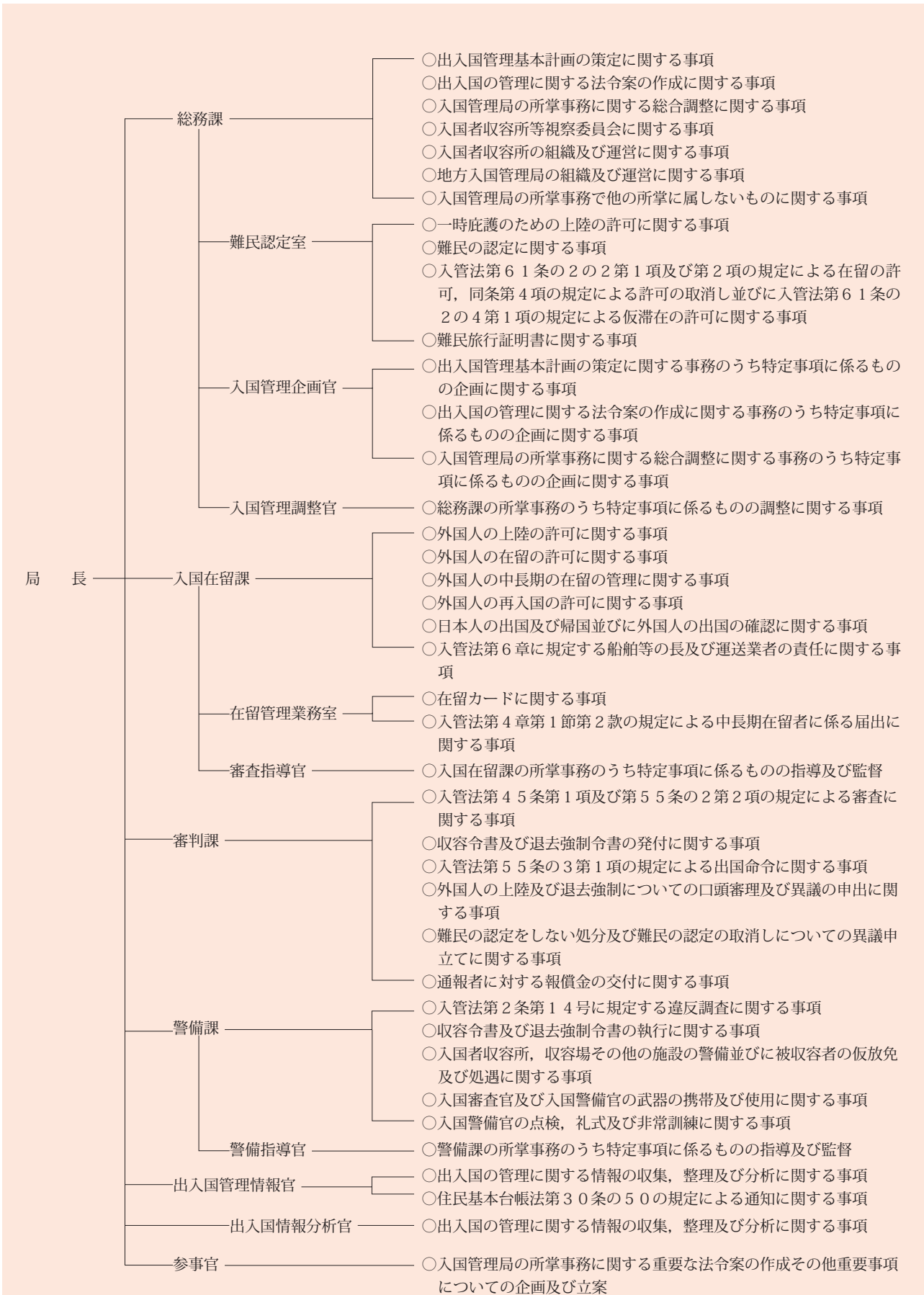


図 29 法務省入国管理局所管事項



(注) 上記のほか，官房審議官及び局付が，入国管理局担当として配置されている。

② 入国管理官署の組織の見直し

平成26年度の組織の拡充については、成田空港におけるLCC専用ターミナルの新設に伴い、同ターミナルにおいて、24時間体制での出入国審査業務を担当する3部門及び航空会社との連絡調整や各審査部門の管理業務を行う1部門を新設した。

また、これまで、出入国審査、在留審査、在留管理及び審判業務を一人の統括審査官が対応していた札幌入国管理局において、増加する業務件数等に鑑み、審判業務（違反審判、訴訟対応等）を担当する統括審査官の増設を行い、体制を強化した。

なお、地方入国管理局の出張所（支局の出張所を含む。）については、元来、外航船舶の乗員・乗客の出入国審査を目的として設置された歴史的事情を背景に、その大半が全国の海港区域内に立地していたが、国際間の主たる輸送手段が船舶から航空機に移ったことに伴い、空港における出入国審査が主となったほか、長期間我が国に在留する外国人が増加したことにより、これら行政のニーズの変化に応えるため、海港に設置されている出張所の整理・統廃合を進めるとともに、国際線が数多く就航している地方空港や、都道府県庁所在地その他主要都市に出張所を設置するなど、出張所の再配置に努めてきた（表53）。

その結果、入国管理事務所から地方入国管理局に組織改編した昭和56年4月1日当時全国に103か所設置されていた出張所は平成26年4月1日現在で61か所となり、都道府県ごとに最低1か所の地方入国管理官署を設ける一方、昭和56年当時から約4割を縮減するに至っている。

これらの出張所については、各種の許可申請・届出等のために訪れる外国人の利便を図ることのみならず、不法滞在事案及び偽装滞在事案の情報収集に当たり警察等地元関係機関との密接な連携が必要であるところ、我が国に中長期間在留する外国人を受け入れる地方公共団体ないし関係機関との連携といった観点も踏まえ、今後とも、出入国審査、在留審査及び入管法違反者に係る情報収集等の円滑かつ適正な業務処理が可能となるよう、より総合的な体制が整った出張所の形態を目指し、合理的かつ効率的な組織体制の整備を引き続き図っていく必要がある。

平成26年秋には、北海道において、札幌市及び函館市に次いで中長期在留者が多く居住し、また、新千歳空港及び函館空港に次いで出入国者数が多い旭川空港が置かれている旭川市に出張所を新設することを予定している。

これに伴い、北海道全体の地理的事情や各出張所の業務量を勘案した上で、札幌入国管理局本局から最も近い小樽出張所を廃止することを予定している。

表 53 地方入国管理局の出張所の整理統廃合状況（実績）

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

年度	年	廃止		設置				
		名称	所在地	名称	所在地			
平成 12		尼崎港出張所	尼崎市	佐賀出張所	佐賀市			
		呉港出張所	呉市					
		唐津港出張所	唐津市					
		伊万里港出張所	伊万里市					
13		横須賀港出張所	横須賀市	静岡出張所	静岡市			
		鹿児島空港出張所	始良郡溝辺町					
		清水港出張所	清水市					
		田子の浦港出張所	富士市					
14		岩国港出張所	岩国市	甲府出張所	甲府市			
		八代港出張所	八代市					
		日立港出張所	日立市					
		鹿島港出張所	鹿島郡神栖町					
		大津港出張所	大津市					
15		東京港出張所	東京都江東区	新宿出張所	東京都新宿区			
		渋谷出張所	東京都渋谷区					
		室蘭港出張所	室蘭市	盛岡出張所	盛岡市			
		宮古港出張所	宮古市					
		大船渡港出張所	大船渡市					
		石巻港出張所	石巻市					
		佐世保港出張所	佐世保市					
		那覇港出張所	那覇市					
	16		青森港出張所			青森市	青森出張所	青森市
			八戸港出張所			八戸市		
		横浜港出張所	横浜市					
		名古屋港出張所	名古屋市					
		名古屋空港出張所	愛知県西春日井郡豊山町					
		堺港出張所	堺市					
		神戸港出張所	神戸市					
		水島港出張所	倉敷市					
		志布志出張所	鹿児島県曾於郡志布志町					
17			直江津港出張所	上越市				
19		大阪港出張所	大阪市	東部出張所	東京都江戸川区			
		天王寺出張所	大阪市					
22		羽田空港出張所	東京都大田区					

（注）平成 22 年度の羽田空港出張所廃止は、羽田空港支局の新設に伴うものである。

第2節 職員

① 入国管理局職員

入国者収容所及び地方入国管理局には、出入国管理業務に従事する職員として、入国審査官、入国警備官が配置されているほか、一般行政事務を行う職員である法務事務官及び医師等の法務技官が配置されている。

入国審査官は、①上陸及び退去強制についての審査及び口頭審理、②収容令書又は退去強制令書の発付、③仮放免、④難民認定及び在留資格諸申請等に関する

事実の調査を行うほか、法務大臣の補助機関として、在留資格審査等を行っている。



入国管理局職員

入国警備官は、①入国、上陸及び在留に関する違反事件の調査、②収容令書又は退去強制令書を執行するため、その執行を受ける者の収容、護送、送還、③入国者収容所、収容場における被収容者の処遇及び施設の警備、④中長期在留者に関する情報の継続的な把握のための事実の調査を行っているところ、「国家公務員法」においては「警察職員」の規定が適用されており、危険な業務に従事することも多いことから、「一般職の職員の給与に関する法律」において公安職職員となっている。

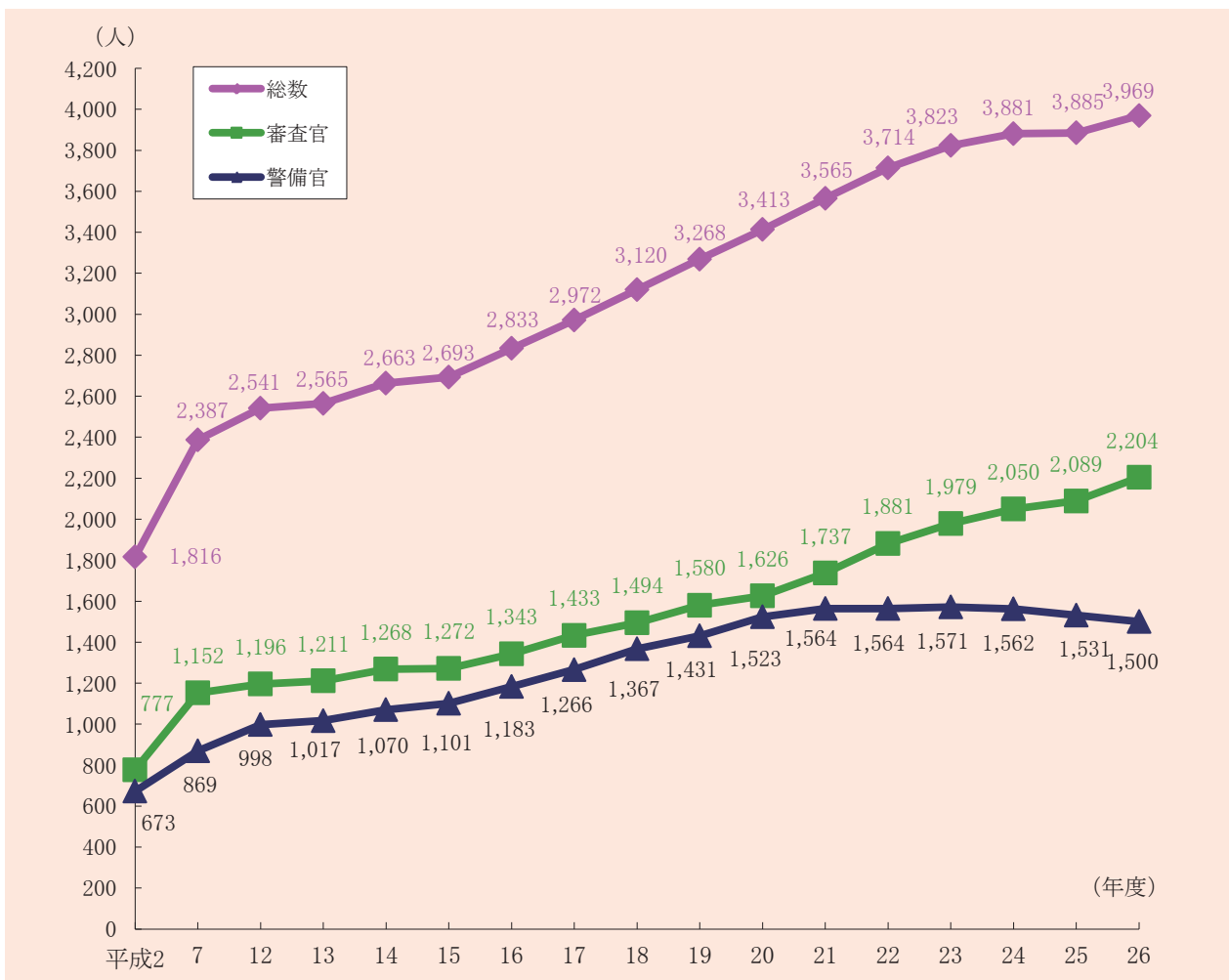
入国警備官には、摘発等の部隊組織で行動する際の指揮命令系統を明らかにするため、七つの階級（上位から警備監、警備長、警備士長、警備士、警備士補、警守長、警守）が設けられている。

また、入国審査官及び入国警備官は、個々の職員が独立した出入国管理業務の専門家としての業務を行うことから、「専門官制」が導入されている。業務処理に必要な法律知識に加えて、バランスのとれた国際感覚、外国人の多様な風俗、習慣、宗教及び人権に配慮した柔軟な対応が求められている。

② 増員

入国管理局関係の職員数は、平成26年度は3,969人で、5年前の21年度の3,565人と比べ約11%、404人増加している。しかし、この間も業務件数は高水準で推移しており、加えて観光立国の推進とテロ行為・不法入国防止のための入国審査の円滑化と厳格化の両立、巧妙化する偽変造文書への対策、入国後の外国人に係る在留管理の強化、外国人犯罪の温床とも指

図30 入国管理官署職員定員の推移



摘されている不法滞在者の摘発強化，正規滞在者を装う偽装滞在者への対策，更には難民認定申請案件のより一層の適正かつ迅速な審査など業務内容も複雑・困難の度合いが増している。このような状況に的確かつ迅速に対処し，国民の行政ニーズに応じていくためには，更なる増員が望まれる（図30，表54）。

表 54 入国管理官署職員定員の推移

(人)

区分 年度	本省事務官	地方入国管理官署				小計	総数
		事務官	審査官	警備官	その他		
昭和 60	169	155	703	658	55	1,571	1,740
平成 2	166	154	777	673	46	1,650	1,816
7	163	165	1,152	869	38	2,224	2,387
12	157	164	1,196	998	26	2,384	2,541
13	156	155	1,211	1,017	26	2,409	2,565
14	154	146	1,268	1,070	25	2,509	2,663
15	152	144	1,272	1,101	24	2,541	2,693
16	142	142	1,343	1,183	23	2,691	2,833
17	131	122	1,433	1,266	20	2,841	2,972
18	129	122	1,494	1,367	8	2,991	3,120
19	128	121	1,580	1,431	8	3,140	3,268
20	127	129	1,626	1,523	8	3,286	3,413
21	126	130	1,737	1,564	8	3,439	3,565
22	126	135	1,881	1,564	8	3,588	3,714
23	126	139	1,979	1,571	8	3,697	3,823
24	126	135	2,050	1,562	8	3,755	3,881
25	126	131	2,089	1,531	8	3,759	3,885
26	126	131	2,204	1,500	8	3,843	3,969

平成26年度においては，入国審査官，入国警備官併せて127人が増員措置されており，その概要は以下のとおりとなっている。

(1) 東京入国管理局成田空港支局等における出入国審査体制の強化

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において，「2013年（平成25年）中に訪日外国人旅行者1,000万人を達成し，更に2,000万人の高みを目指すとともに，2030年（平成42年）には3,000万人を超えることを目指す」とされ，査証緩和措置など観光立国の実現に向けた政府による様々な取組が推進された結果，平成25年の外国人入国者数は，約1,126万人と前年に比べ約208万人（22.7%）増加し，初めて1,000万人を超え，過去最高を記録した。

平成26年度においては，平成26年度当初予算において，成田空港の第1ターミナルの上陸審査場の拡張及びLCC専用ターミナルの新設に伴う出入国審査要員，出入国者の増加が著しい地方空港の出入国審査要員，寄港が増加する大型クルーズ船の出入国審査要員，出入国審査の迅速化を図るために自動化ゲートの利用促進が求められているところ，利用のための事前登録に係る要員の計106人の入国審査官が増員措置され，更に，平成26年7月，

観光立国の実現に向け、審査待ち時間が長時間化している一部の地方空港について緊急増員が行われ、入国審査官20人が措置された。

(2) 東京入国管理局等における在留管理体制の強化

平成24年7月に中長期在留者及び所属機関からの届出制度が導入され、取得した情報を有効に活用して一層的確な外国人の在留管理を行うことが求められており、当該情報の迅速な入力、整理等の的確な作業とともに、届出情報等を踏まえ必要な調査を行い、その正確性を担保することが重要となっている。

届出情報の入力、整理や当局保有情報と届出情報の照合は、全国分を一か所で処理することが効率的であるため、東京入国管理局在留管理情報部門において一元的に処理しているところ、照合結果等から実地調査が必要と判断した情報に関しては、それぞれの中長期在留者の居住地を管轄する地方入国管理局において事実の調査を行うこととなる。

また、事実の調査は、これを戦略的に行うことにより、偽装滞在者を浮かび上がらせることができるなど、効果的な偽装滞在者対策を講じることにも繋がると考えられることから、事実の調査の主体は入国警備官としているところ、東京入国管理局においては、その業務を行うための体制が不十分であったため、必要な要員として入国警備官1人が増員措置された。

③ 研修

近年、我が国に出入国する外国人は増加傾向にあり、また、在留の態様も多岐にわたっていることから、業務量の増大のみならず、入国審査官・入国警備官が日々執り行う業務の内容も複雑・困難化している。このような状況に対処するためには、入国管理局関係職員の資質・能力の向上が必要不可欠であり、これら職員を対象とした研修の充実・強化に取り組んでいる。

法務省の研究・研修機関である法務総合研究所によって実施される初任者、中堅職員、管理者等を対象とした体系的な研修に加えて、職員の専門知識を向上させるために、専門知識を有する職員のみならず外部の専門家を講師に招くなどして、偽変造文書鑑識従事者研修、入国・在留審査事務従事者研修、難民認定事務従事者研修、指紋鑑識研修、人権関係、メンタルヘルス関係の研修等各種の研修を実施している。

また、入国管理局の業務は主として外国人を対象としていることから、職員に対する英語等の語学研修を語学専門学校等に委託し、業務に必要な語学能力の向上を図っている。



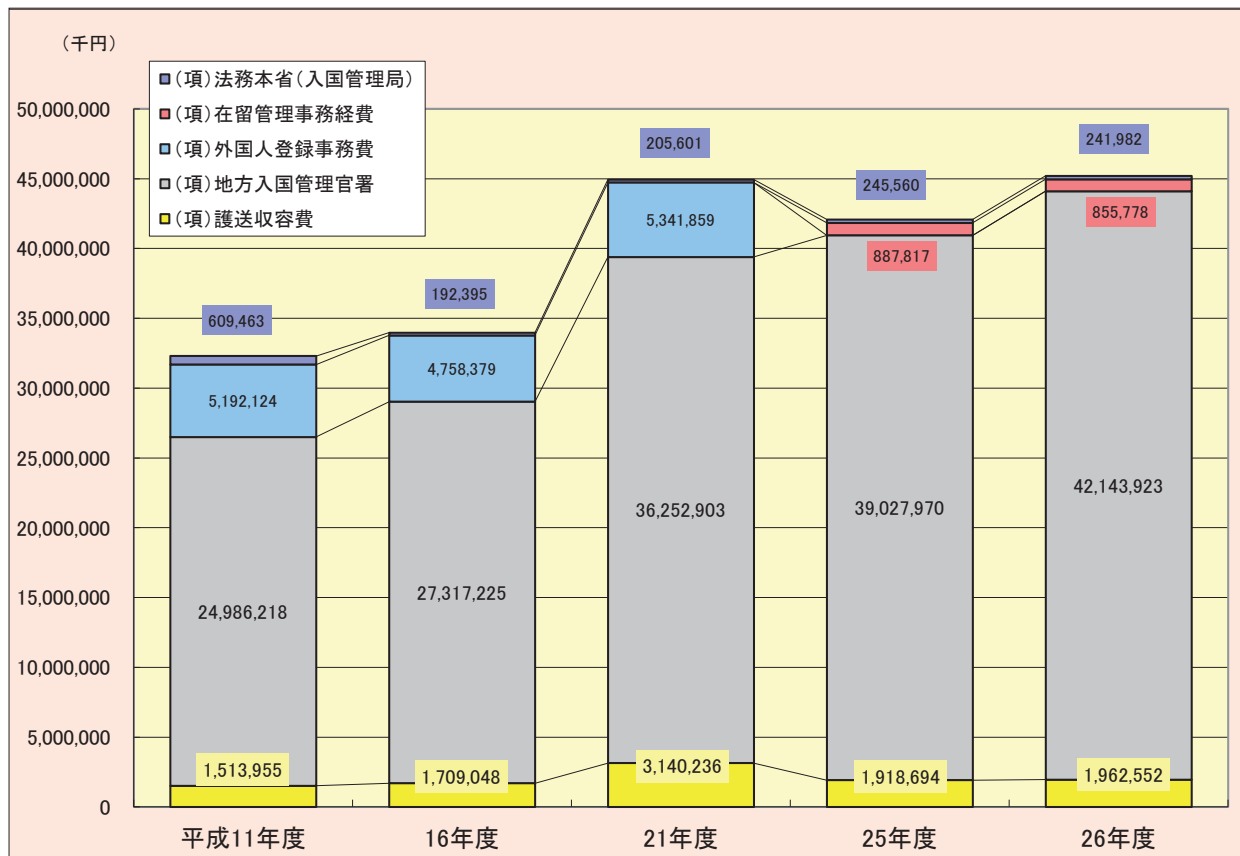
研修風景

資料編5 予算等

第1節 予算

出入国管理行政の予算の推移は、図31のとおりであり、近年の厳しい行財政事情の中、平成26年度予算は、入国管理局が推進する各種施策の実施に必要な経費が計上されている。入国管理局では、引き続き効率的な予算執行に努め、行政コストの縮減を図ることとしている（図31、32）。

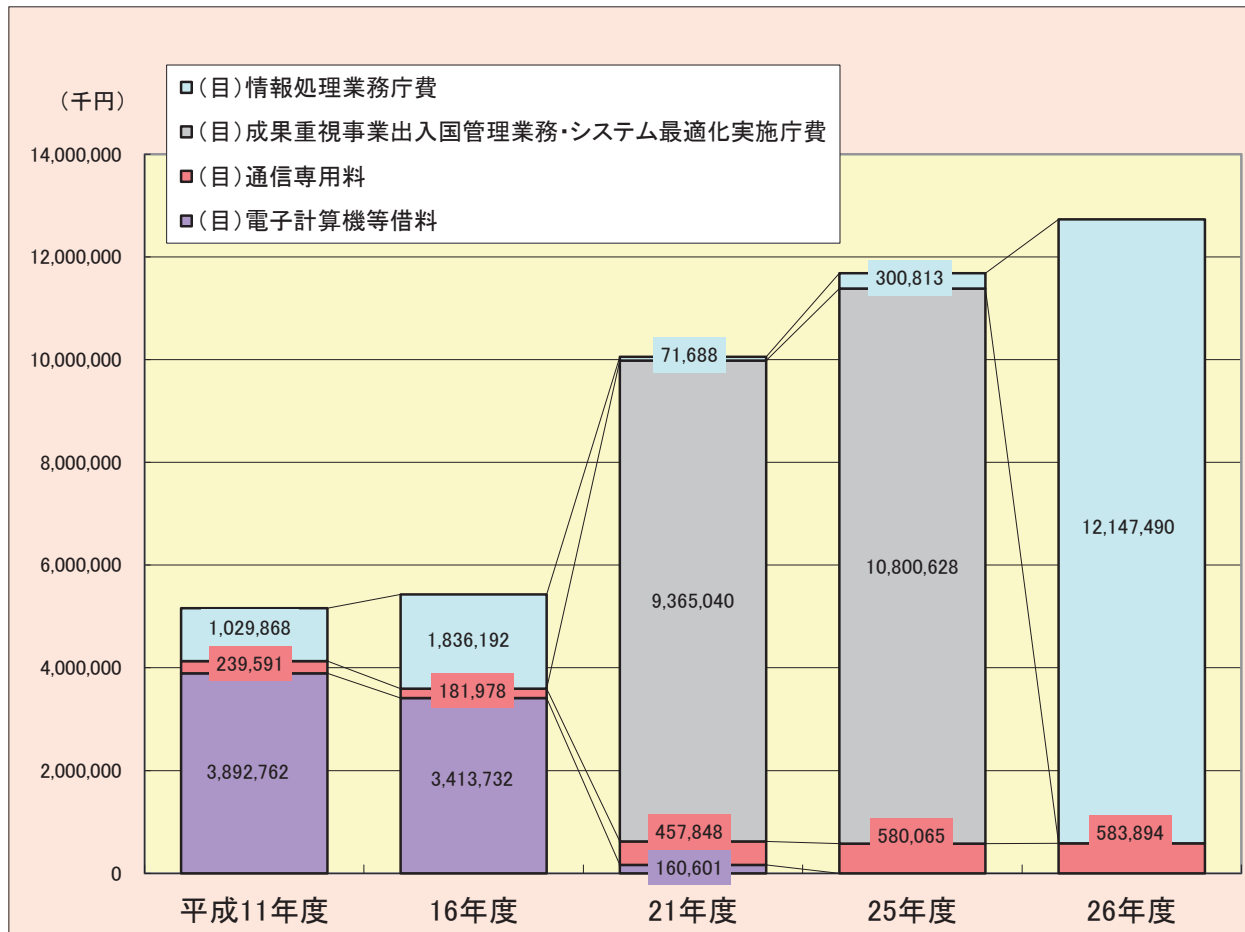
図31 予算額の推移



(注) 予算額は当初予算額である。

- ・平成20年度予算において、事項の組み換えを行っており、当該年度以降の予算については、以下のように算出方法が変更されている。
- ・(項)法務本省(入国管理局)は、(項)法務本省共通費及び(項)出入国管理企画調整推進費の一部経費の合算額である。
- ・(項)外国人登録事務費及び(項)在留管理事務経費は、(項)出入国管理企画調整推進費の一部経費である。
*平成19年度以前の(項)外国人登録事務費相当額である。
- ・(項)地方入国管理官署は、(項)地方入国管理官署共通費と(項)出入国管理業務費の一部経費の合算額である。
- ・(項)護送収容費は、(項)出入国管理業務費の一部経費である。

図32 電算関連主要予算額の推移



(注1) 予算額は当初予算額である。

(注2) 平成18年3月に策定した「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」を実施するための経費として、平成18年度予算において、新たに(目)成果重視事業出入国管理業務・システム最適化実施庁費が設けられた。

(注3) 平成25年度をもって「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」の計画年度が終了したことから、平成26年度予算において、(目)成果重視事業出入国管理業務・システム最適化実施庁費から(目)情報処理業務庁費への組み換えを行っている。

第2節 施設

平成26年3月31日現在、全国に8か所ある地方入国管理局は、法務単独庁舎（東京、名古屋、大阪）、法務合同庁舎（仙台、広島、高松）、行政合同庁舎（札幌）及び民間施設（福岡）にそれぞれ入居している。また、支局及び出張所は、法務単独庁舎（横浜）、港湾合同庁舎、行政合同庁舎、空港ターミナルビルのほか、民間又は公有の施設に入居している。

さらに、全国に3か所ある入国者収容所は、いずれも平成5年以降に法務単独庁舎（大村）及び法務総合庁舎（東日本、西日本）として整備している。

出入国管理

(平成 26 年版)

平成 26 年 12 月 発行

法務省入国管理局

〒 100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1



2014 出入国管理